

官製談合防止法違反等の概要と  
今後の公正な入札制度のあり方について

令和6年2月

山口市公正な入札制度検討委員会

## 目 次

1. はじめに ～本委員会の設置の経緯と目的～	1
2. 事件の経過および市の対応	2
3. 事件の概要	3
4. 山県市公正な入札制度検討委員会の組織及び開催状況	4
5. 現状の入札制度について	5
6. 公正な入札制度推進のための具体策	6
7. 参考資料	9

## 1. はじめに ～本委員会の設置の経緯と目的～

山県市役所という組織の最大の目的は、市民の皆様により良い行政サービスを提供し、市民生活の利便性を向上することであり、そのためには市民の皆様からの信頼が必要となります。そのため、随時、契約制度や執行管理体制の見直し等に取り組み、職員の倫理意識の向上にも努めてきました。

しかしながら、令和5年11月29日、市職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売等妨害罪の容疑で逮捕され、同年12月19日に岐阜簡易裁判所から罰金60万円の略式命令を受ける事件が発生しました。

今回の不祥事件は、市役所が警察から捜索を受けるなど、山県市においては前例がなく、極めて憂慮すべき事態であり、全体の奉仕者であるべき職員が、動機はともあれ、自らの立場を利用して、結果的に特定の業者に便宜を図り得る事件を起こしたことは、公務の公平性を著しく損なわせるとともに、市政に対する市民の信用を失墜させる行為です。

山県市としては、今般の事件を厳粛に受け止め、職員が全体の奉仕者として法を守り、市民の模範となるべき公務員として、公正・公平な行政事務の執行に取り組んでいくとともに、官製談合再発防止に向けた業務の改善と意識改革に向け、改めて全庁的に取り組んでまいります。

職員の逮捕後は、直ちに市長を会長とする政策調整会議を開催して情報を共有するとともに、速やかに対応すべき事項等について検討しました。その後、「山県市公正な入札制度検討委員会」を同年12月18日に設置し、適宜、弁護士をオブザーバーとして招致し、今後二度とこのような不祥事が起きないように対策を検討してまいりました。

本書は、本事件と現状の入札制度等について、その概要を記述するとともに、再発防止に向けた当面の具体的な取組についてまとめたものです。こうした検討は、当然、今後とも随時継続して実施していくとともに、職員一人ひとりがこの再発防止策に基づく取組を進め、二度とこのような不祥事を起こすことのないよう、また、一日も早く市民の皆様からの信頼を回復できるよう努めてまいります。

## 2. 事件の経過及び市の対応

期 日	事 項
令和5年11月29日(水)	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売等妨害罪（以下「官製談合防止法違反等」という。）の容疑で農林畜産課課長補佐（事件当時、水道課課長補佐。以下同じ。）が岐阜県警に逮捕される。
	市臨時記者会見を開催（副市長、総務課長、水道課長）
	市長コメントの発表（市ホームページ）
11月30日(木)	県警による庁内家宅搜索
12月12日(火)	受注業者を入札参加資格停止措置（9箇月）
12月13日(水)	全職員に「職員の服務規律の徹底及び綱紀粛正について」を通知
12月18日(月)	第1回山県市公正な入札制度検討委員会開催
12月19日(火)	農林畜産課課長補佐が岐阜地方検察庁検察官により略式起訴される。岐阜簡易裁判所から罰金60万円の略式命令を受ける。
12月26日(火)	第2回山県市公正な入札制度検討委員会開催
令和6年 1月 5日(金)	第3回山県市公正な入札制度検討委員会開催
1月19日(金)	第4回山県市公正な入札制度検討委員会開催
1月22日(月)	第5回山県市公正な入札制度検討委員会開催
2月 2日(金)	第6回山県市公正な入札制度検討委員会開催
2月 9日(金)	官製談合防止法等に関する研修を全職員対象に実施
2月13日(火)	第7回山県市公正な入札制度検討委員会開催
2月14日(水)	第8回山県市公正な入札制度検討委員会開催

### 3. 事件の概要

#### (1) 逮捕の理由となった入札

令和3年度 第上水工-4号 高富水源地1号配水ポンプ盤更新工事

工事担当課 水道課

入札担当課 総務課

入札方式 指名競争入札

開札日 令和3年6月16日

落札業者 県内に支店を有する事業者

予定価格(税抜き) 29,670,000円

調査基準価格(税抜き) 26,922,000円

失格判断基準価格(税抜き) 25,414,000円

落札価格(税抜き) 27,800,000円

#### (2) 事件概要

令和3年6月16日に執行した令和3年度第上水工-4号高富水源地1号配水ポンプ盤更新工事の指名競争入札において、事件当時水道課課長補佐であった職員は、令和3年5月上旬ごろ、落札業者が有利となる情報を落札業者の支店長に求めて指名業者選定案を作成した上、決定した指名業者を漏らし同社に落札させたとして、官製談合防止法違反等の容疑で令和5年11月29日に逮捕された。また、同社支店長は共謀して、有利な選定案を作成させた上、指名業者を教えてもらい、自社に落札させたとして、公契約関係競売入札妨害の容疑で同日逮捕された。令和5年12月19日、岐阜地方検察庁検察官は、当該職員及び支店長に対し、略式起訴を請求した。同日、岐阜簡易裁判所は、当該職員に罰金60万円、支店長に罰金40万円の略式命令を出した。

## 4. 山口市公正な入札制度検討委員会の組織及び開催状況

官製談合防止法違反等の容疑で、農林畜産課課長補佐の職員が逮捕されたことを受け、入札及び契約に係る制度の適正化を推進するため「山口市公正な入札制度検討委員会」を設置した。

同委員会では、入札及び契約に係る制度の改正並びに新たな取組に関すること、入札及び契約に係る制度の運用に関すること、その他入札及び契約に係る制度に関し必要な事項について検討した。

### (1) 組織

委員長：副市長

委員：総務課長、企画財政課長、水道課長、農林畜産課長、建設課長、

教育委員会事務局生涯学習課長

オブザーバー：端元博保弁護士、伊藤公郎弁護士（第1回、第4回、第8回に参加）

### (2) 開催状況

	年月日	内容等
第1回	令和5年 12月18日（月）	・山口市公正な入札制度検討委員会について ・事件の概要 ・市の入札制度の現状確認 ・今後の検討事項確認
第2回	令和5年 12月26日（火）	・制限付き一般競争入札の導入について ・指名業者の公表時期について ・外部宛送信メールの転送について ・研修について
第3回	令和6年 1月5日（金）	・制限付き一般競争入札の導入について ・指名競争入札について
第4回	令和6年 1月19日（金）	・公正な入札制度の検討について ・職員のコンプライアンスについて
第5回	令和6年 1月22日（月）	・公正な入札制度の検討について ・職員のコンプライアンスについて ・検討結果の取りまとめについて

第6回	令和6年 2月2日(金)	・公正な入札制度の検討について ・職員のコンプライアンスについて ・検討結果の取りまとめについて
第7回	令和6年 2月13日(火)	・検討結果の取りまとめについて
第8回	令和6年 2月14日(水)	・検討結果の取りまとめについて

## 5. 現状の入札制度について

### (1) 入札の方式

市が入札を執行する公共工事は、年間約80件程度あり、そのほとんどにおいて指名競争入札を採用している。これは、山縣市一般競争入札実施要領第2条の規定により、一般競争入札に付する工事は、7億円以上の土木工事、10億円以上の建築工事、5億円以上の設備工事となっているためである。

### (2) 指名業者の選定

指名業者の選定については、山縣市建設工事指名競争入札参加者選定要領及び山縣市建設工事発注標準に基づき指名競争入札参加者名簿から指名業者を選定しており、工事担当課で指名業者選定案を作成した後、山縣市建設工事請負業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審議の上、決定している。

また、地元企業育成を目的に、市内業者（山縣市内に本社・本店又は支店・営業所を有する業者。以下同じ。）を中心に指名業者を選定しているが、市内に施工可能な業者がない場合は、施工実績等を考慮して市外業者を選定している。

### (3) 指名業者の事後公表

事前に指名業者が明らかになると、業者間での談合を助長する恐れがあるため、事後公表としている。

### (4) 予定価格の事前公表

不正行為による漏洩防止を目的として、事前公表としている。

## 6. 公正な入札制度推進のための具体策

### (1) 一般競争入札の推進

地方自治法第234条において、地方公共団体の契約は一般競争入札を原則としているが、市においては、「5. 現状の入札制度について(1)」に記載のとおり、ほとんどの工事について指名競争入札を採用している。

今後は、業者選定過程の透明化・公平化を図ることを目的に、一般競争入札の対象となる工事を拡大することとする。ただし、施工能力等についての確認が不十分なまま一般競争入札の対象となる工事を拡大し参加者を増やすことは、不良・不適格業者の排除を困難にし、適切な施工の確保が図られない可能性が高まるため、事後審査型制限付き一般競争入札を原則とする。

なお、地方公共団体の入札契約適正化連絡協議会の指針に基づき、1千万円以上の工事について一般競争入札を導入することを目標としたい。

しかしながら、昨今の国内で頻発している自然災害において、災害応急復旧には市内業者の助けが必要となることは明白となっており、市としては、市内業者の受注機会の確保に努めるという重要な課題がある。また、全ての工事を一般競争入札で行うことは、受発注者双方にとって、手続上の事務量増加や、落札者決定までの時間の増加により、迅速な事務執行ができない懸念がある。さらに、そうしたことは、山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例(令和元年山県市条例第13号)の理念にも背きかねないこととなる。

そこで、総合評価落札方式による入札も適宜活用し、企業能力の審査も加えることで品質の確保を図るとともに、当面の一般競争入札対象工事を次表のとおり定め、この金額に満たないものは指名競争入札(低廉な金額の随意契約等含む。)とする。

業種	一般競争入札の対象となる金額
土木一式工事	原則 4,000万円以上
ほ装工事	原則 2,500万円以上
とび・土工・コンクリート工事	原則 2,000万円以上



造園工事	原則 1, 500万円以上
建築一式工事	原則 5, 000万円以上
管工事	原則 2, 000万円以上
水道施設工事	原則 4, 000万円以上
電気工事	原則 2, 000万円以上
上記以外の業種	原則 1, 000万円以上

今後、工事の内容や難易度に応じた適正な条件付けの方策検討とあわせ、工事の品質への影響等の検証を行うとともに、一般競争入札の対象となる案件の見直しを継続的に検討していく。

## (2) 指名業者の選定と公表

指名業者の選定については、これまでどおり、事業課で選定案を作成するが、選定委員会にてより一層慎重に審議をすることとし、恣意的な指名業者の選定とならないようにする。

指名業者の公表については、事前に指名業者が明らかになると、業者間での談合を助長する恐れがあるため、これまでどおり事後公表とする。

## (3) 複数業者からの見積徴収

業者からの見積徴収に基づき設計を行っている場合は、複数業者から見積を徴収するように職員に周知しているが、さらに徹底するため、選定委員会での審議の際に複数業者からの見積徴収であることを再確認することとする。

## (4) コンプライアンスの徹底

### ① 研修

公正取引委員会の職員を講師として招き、「官製談合防止等に関する研修」を令和6年2月9日（金）に実施した。対面受講を基本としたが、オンライン受講又は録画による後日受講も可能とすることで、全職員が研修を受講できる環境を整備した。

さらに、コンプライアンス意識の徹底や、公益通報制度の存在と活用のための研修についても近々のうちに実施する予定である。

今後、こうした研修を定期的実施し、職員としての自覚や組織全体の倫理観の向上などコンプライアンス意識の徹底を図る。

## ② 外部宛送信メールの転送

外部宛の送信メールは、上司に自動転送されるよう設定し、不正行為の抑制を図る。

## ③ 複数人数での業者対応

今回の事件は、一人の職員が業者と打合せを行い、課内で情報共有されることなく事務が進められたことも、事件発生の要因の一つと考えられる。そのため、今後は、業者と打合せ等をする場合には、なるべく職員二人以上での対応に努め、やむを得ず職員一人で対応する場合には、事前又は事後に上司へ報告するようにして、情報の共有を図るようとするものとする。

## ④ その他

管理職員のマネジメント能力の向上に努めるとともに、より風通しの良い職場環境（同僚職員に相談がしやすい職場環境）の構築を行う。

## 7. 参考資料

### 「山口市公正な入札制度検討委員会設置要綱」

(令和5年12月15日山口市訓令甲第13号)

#### (設置)

第1条 入札及び契約に係る制度（以下「制度」という。）の適正化を推進するため、山口市公正な入札制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 制度の改正及び入札並びに契約に係る新たな取組に関すること。
- (2) 制度の運用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、制度に関し必要な事項

#### (委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、総務課長、企画財政課長、水道課長、農林畜産課長、建設課長及び教育委員会事務局生涯学習課長並びに委員長が必要と認める者をもって充てる。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による任命があった日から第2条に規定する意見を報告するまでの間とする。

#### (オブザーバー)

第5条 委員会は、専門的な知識を有する者をオブザーバーとして設置することができる。

- 2 オブザーバーは、委員長の要請に応じて会議に出席し、専門的見地から助言を行うものとする。

#### (委員長の職務及び代行)

第6条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代行する。

#### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

#### (守秘義務)

**第8条** 委員及びオブザーバーは、当委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

### 「山県市一般競争入札実施要領」(抄)(平成16年5月19日山県市訓令甲第7号)

(対象工事)

**第2条** 一般競争入札に付する工事(以下「対象工事」という。)は、次に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 7億円以上の土木工事(ただし、その内容が一般競争入札に適さないものとして、山県市建設工事請負業者選定委員会規程(平成15年山県市訓令甲第20号。以下「委員会規程」という。)第1条に規定する山県市建設工事請負業者選定委員会(以下「委員会」という。)が決定したものを除く。)
- (2) 10億円以上の建築工事(ただし、その内容が一般競争入札に適さないものとして委員会が決定したものを除く。)
- (3) 5億円以上の設備工事(ただし、その内容が一般競争入札に適さないものとして委員会が決定したものを除く。)

### 「地方自治法」(抄)(昭和22年4月17日法律第67号)

(契約の締結)

**第二百三十四条** 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者

が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。